第１１回たつの市農業委員会総会（１０月定例会）議事録

令和 6 年 10 月 25 日（金）午前 10 時から第 11 回たつの市農業委員会総会（10 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員１９名

1	三村　誠	2	酒井　幸男	3	森下　長幸	4	松本　有史
5	福田　敏和	6	河井　由一	7	石田　政行	8	八木　正邦
9	松田　泰政	10	井上　昇造	11	水田　達實	12	田淵　大勝
13	岩田きん子	14	井上　親志	15	瀧口　節子	16	真殿　利晴
17	苗村　武大	18	猪澤　敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者　3 名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井上　吾郎	副主幹	近藤　由香

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第 11 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 19 名でありますので､農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について
・農地法第 4 条の規定による使用目的変更の届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出受理の取消について

・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

３　会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、3 番森下長幸委員、4 番松本有史委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第 2「議案第 61 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 61 号　非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 1 件出ておりますのでご説明いたします。

願い出地は、揖保川町[redacted]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 171 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和 20 年頃から住宅敷地として利用し昭和 60 年に増築を行い、現在に至っており、この度、新たに住宅建築するにあたり、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の登記事項証明書により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 61 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 62 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

なお、1 件目の番号 365 については、[redacted]委員に関する事項を含んでおります。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 62 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 2 件出ておりますが、1 件目の番号 365 を除いて、先にご説明いたします。

申請地は、新宮町[redacted]、[redacted]、[redacted]及び[redacted]の田で、面積は合計 994 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は、農地の耕作管理が難しいことから、隣地所有者であり以前から耕作をしてもらっている譲受人に譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第62号」は、番号365を除き、原案のとおり承認することに決しました。

次に、1件目の番号365についてですが、[redacted]委員に関する案件となりますので、[redacted]委員には、一時退出をお願いします。

（[redacted]委員　退出）

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

申請地は、新宮町[redacted]の畑で、面積は97㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は、県外在住で農地の耕作管理が難しいことから、隣接地権者である譲受人に、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 62 号」、番号 365 は、原案のとおり承認することに決しました。

（[redacted]委員　入室）

次に、日程第 4「議案第 63 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 63 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 2 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は 1,227 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は耕作管理が難しいことから、現在農地を貸している譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地で季節野菜等を栽培するための営農計画をたてており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、新宮町[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は 1,771 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は農地の耕作管理が難しいことから、以前から耕作をしてもらっていた親族である譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用す

るかどうかですが、譲受人は、畑及び果樹園として、季節野菜や果樹を栽培するための営農計画をたてており、必要な農機具も自前のものと耕運機等については近所の方に借りて耕作するとのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第63号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第64号　農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第64号　農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4条案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は誉田町[redacted]の田で、面積は198㎡、申請人は、[redacted]、転用目的は、露天資材置場を必要としていることから、議案第66号 番号389において審議いただく隣接農地とあわせて露天資材置場にするものでございます。

農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2種農地（2－（3））に該当

すると判断します。
　土地の造成期間は許可後から 60 日間となっております。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できることを確認しました。
　また、転用の妨げとなる権利設定や他の法令による制限もなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。
　よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 64 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

　次に、日程第 6「議案第 65 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。
　それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
　「議案第 65 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」
　5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でておりますので、ご説明いたします。

　申請地は、龍野町[redacted]の田で、面積は 234 ㎡、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近

距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3－(1)）に該当すると判断します。

申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は[redacted]、転用目的は、親である貸出人が所有する土地を使用貸借し、地縁者住宅を建築するものでございます。なお、本件につきましては、8 月定例会において、議案第 54 号 番号 337 としてご審議いただき、許可相当として県に進達しておりましたが、住宅の建設位置の変更に伴い、10 月 1 日付で申請を取り下げされ、今回、改めて申請されたものでございます。

土地の造成期間は許可後から 20 日間、住宅の建設期間は造成後から 120 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中でありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 65 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 66 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といた

します。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
　「議案第 66 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」
　5 条所有権移転・売買の案件が 3 件でておりますので、ご説明いたします。
　なお、3 件目、番号 387 につきましては、隣接農地地権者 4 名のうち 2 名と、[redacted]自治会長及び農会長に同意を得られていないことから疎明書にて提出がありました。また、10 月 15 日付でたつの市農業委員会及び光都農林振興事務所に対し、隣接農地地権者のうち不同意者 2 名及び近接地の住人 2 名から、反対の意見書の提出がありました。このような状況を踏まえ、地区委員会において、慎重審議した結果、委員からの意見として、不同意者への説明が 3 回では十分に説明を尽くしたとは言えない。今後、隣接農地所有者とのトラブルなどが生じないように、草刈り等の対応策について詳細に示すことや、将来的に太陽光発電事業者の変更などが生じた場合に、対応策が引き継がれることなどを具体的に示した計画書を作成し、隣接農地地権者、[redacted]自治会長及び農会長へ再度説明をすることが必要であるとの意見が出たため、再度、追加資料を請求し、継続審議すべきであるとの結果になりました。

　1 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で、面積は 280 ㎡、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2－（3））に該当すると判断します。
　申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、露天資材置場を必要としていることから、議案第 64 号 番号 388 において審議いただいた隣接する自己所有農地とあわせて露天資材置場にするものでございます
　土地の造成期間は許可後から 60 日間となっております。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できることを確認しました。
　また、転用の妨げとなる権利設定や他の法令による制限もなく、

許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は2,170㎡、農地区分は公共施設から至近距離（おおむね300m以内）である第3種農地（3－(2)）に該当すると判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、新宮小学校における露天駐車場用地として利用するものでございます。
土地の造成期間は令和6年12月2日から20日間となっております。
必要な資金は自己資金で賄う予定であり、令和6年度たつの市一般会計予算書において、必要な資金が準備できることを確認しました。
また、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、番号387は継続審議、それ以外はいずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので「議案第66号」の番号387は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 66 号」の番号 387 は継続審議、そのほかの案件は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

４　閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前１０時２４分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和６年１０月２５日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（3番　森下長幸委員）

議事録署名委員
（4番　松本有史委員）